

第三期

避難 12 市町村における鳥獣対策のための 広域戦略

令和 8 年 3 月

避難 12 市町村鳥獣被害対策会議

目 次

第1章 避難12市町村における鳥獣対策のための広域戦略の位置づけ等.....	1
1. 背景と策定の経緯	1
2. 第三期広域戦略の目的	3
3. 第三期広域戦略の対象鳥獣	3
4. 第三期広域戦略の展開期間	3
5. 広域戦略の概要	4
(1) 第三期広域戦略の基本方針	4
(2) 第三期広域戦略の位置付け	6
(3) 第三期広域戦略以降の中長期的展望	6
6. これまでの広域戦略の成果及び今後対処すべき課題.....	9
(1) 取組内容の概要	9
(2) 課題の改善状況及び目標の達成状況	10
(3) これまでの広域戦略の成果	12
(4) 第三期広域戦略で対処すべき課題	12
第2章 避難12市町村鳥獣被害対策会議の位置づけ及び各参加機関の役割.....	17
1. 対策会議の役割	17
2. 対策会議の構成及び参加組織の役割	18
(1) 避難12市町村	18
(2) 福島県	19
(3) 国	19
(4) 専門家	19
(5) 双葉地方広域市町村圏組合	19
第3章 広域戦略の推進方針	21
1. 目標及び目標達成の指標	21
(1) 被害管理目標	21
(2) 被害管理指標	21
(3) 密度管理指標	21
2. 成果目標達成のために必要な実績	25
(1) 捕獲	25
(2) 防護	25
(3) 環境整備	25
3. 成果目標達成に必要な鳥獣被害対策と、対策を効果的・効率的に実施するための取組及び その実施主体並びに実施目標	26
(1) 成果目標達成に必要な鳥獣被害対策	26

(2) 対策を効果的・効率的に実施するための取組	26
第4章 各市町村が実行する取組	33
1. 個別計画の策定方針	33
2. 個別計画に記載する取組	35
(1) ゾーニング管理	35
(2) ゾーニング管理の中での鳥獣被害対策の「3本柱」	35
(3) モニタリング	35
(4) 普及啓発・体制整備	35
3. 個別計画に基づき実施する対策	37
(1) ゾーニングに基づく鳥獣被害対策の「3本柱」	37
(2) モニタリング	37
(3) 住民参加型の鳥獣被害対策のモデル事業	37
(4) 住民への普及啓発	37
4. 継続的な対策実施体制の構築	38
(1) 捕獲体制	38
(2) 防護柵設置及び維持管理体制	38
(3) 環境整備及び維持管理体制	38
5. 個別計画の支援体制	39
(1) 計画策定に係る支援	39
(2) 計画実行に係る支援	39
巻末資料	41
広域戦略に沿って作成された鳥獣被害対策の技術・知識等に係る資料一覧	41

第1章 避難 12 市町村における鳥獣対策のための広域戦略の位置づけ等

1. 背景と策定の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに続く津波は、福島県内全域に甚大な被害をもたらすとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出により、多くの住民に避難を余儀なくさせるなど、未曾有の複合災害をもたらした。避難指示が発出された地域では、住民が不在で人間活動が行われなくなった市街地に野生鳥獣が侵入したうえ、家屋や管理が行われずに繁茂した竹林・藪等に定着し、日中であってもイノシシ等が市街地を徘徊する状況となっていた。

避難 12 市町村¹で発出されていた避難指示は平成 26 年 4 月以降順次解除され、令和 2 年 3 月までに帰還困難区域を除く全ての避難指示区域において避難指示が解除された。また、令和 2 年 3 月に富岡町、大熊町、双葉町の帰還困難区域の一部について避難指示が解除され、令和 4 年から令和 5 年には富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村において特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、以降は特定帰還居住区域の避難指示解除に向け、順次除染工事等が進められている。

避難指示の解除により住民の帰還が可能になったものの、一部の市町村では、白昼の市街地におけるイノシシの出没や、イノシシをはじめとする野生鳥獣により複合的に引き起こされる、住居内侵入や庭先の掘り返し、器物損壊といった生活環境被害が大規模に発生しており、住民帰還の阻害要因²にもなっていたことから、人身被害や生活環境被害を防ぐための対策が必要となっていた。

こうした状況から、既存の計画や制度との整合性を図りつつ、鳥獣被害対策を強化する仕組みづくりが求められていた。これを受け、平成 29 年 1 月、避難地域における住民が安心して暮らせる安全な生活環境の確保を目的として、国、県、市町村、専門家が連携し、イノシシ等の鳥獣被害対策に取り組む避難 12 市町村鳥獣被害対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置した。そして、平成 30 年 3 月、対策会議が『避難 12 市町村におけるイノシシ排除のための広域緊急戦略』（以下、「第一期広域緊急戦略」という。）を策定した。第一期広域緊急戦略は避難 12 市町村における鳥獣被害対策の基本方針を示し、この基本方針に基づき、各市町村はイノシシ排除計画（以下、「個別計画」という。）を策定し、イノシシ等の野生鳥獣の被害対策を進めてきた。

令和 3 年 4 月には、同年 3 月に満了を迎えた第一期広域緊急戦略を引継ぎ、対策会議は『第二期避難 12 市町村におけるイノシシ対策のための広域戦略』（以下「第二期広域戦略」という。）の展開を開始し、避難 12 市町村における鳥獣被害対策のさらなる強化を推し進めてきた。しかし、第二期広域戦略を展開する期間が満了する令和 7 年度末を

¹ 避難 12 市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象となった、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を指す。

² 令和 2 年度に実施された住民意向調査では、対象となった 5 市町村のすべてにおいて、「有害鳥獣被害対策の強化」が、帰還の判断や帰還後の生活における必要な取組として重要との回答が寄せられており、全回答に占める比率の高い市町村もある。

迎えるものの、帰還困難区域の大部分は令和3年度時点のままであるだけでなく、6(3)に記載するとおり、避難12市町村において鳥獣被害に関する課題が依然として残されており、それらの解決に向け、引き続き関係者間で連携して取り組む必要がある。特に、第二期広域戦略期間中に、避難12市町村においてニホンザル及びツキノワグマの分布域が拡大し、新たな脅威となったこともあり、今後、複数の鳥獣種により同時多発的に発生する複合鳥獣被害の発生が懸念される。そのため、この度第二期広域戦略を改定し、『第三期避難12市町村における鳥獣対策のための広域戦略』(以下、「第三期広域戦略」という。)を制定する。

2. 第三期広域戦略の目的

第三期広域戦略の目的は、第一期及び第二期広域戦略の取組実績や対応すべき課題を踏まえ以下とする。

＜第三期広域戦略の目的＞

- ☆ 人との軋轢を生じさせる様々な野生鳥獣に対する被害対策の実施により、住民が安心して暮らせる安全な生活環境を確保する

3. 第三期広域戦略の対象鳥獣

第三期広域戦略の対象は、人の生活環境周辺（以下、「人の生活域」という。）において人との軋轢を生じさせる野生鳥獣とする。近年、野生鳥獣の分布拡大等により、複数の鳥獣種が同時に被害を発生させる、複合鳥獣被害が増加しており、より多面的な対策が必要となっている。具体的な鳥獣種は、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、アライグマ、ハクビシンとなる。ただし、上記以外の鳥獣であっても、人の生活域における人との軋轢を生じさせる限り、対象とする。

4. 第三期広域戦略の展開期間

第三期広域戦略の展開期間は、令和8年4月から令和13年3月の5年間とする。ただし、対象期間中においても必要性が生じた場合は、戦略の見直しを行う。

5. 広域戦略の概要

(1) 第三期広域戦略の基本方針

第三期広域戦略の目的を実現するためには、人の生活域において、人と野生鳥獣の「棲み分け」ができていない状態を目指す必要がある。この「棲み分け」は一時的なものではなく、以下の体制が継続的に機能している状態を意味する。

- 日常的な対策を継続できる「持続可能な実施体制」
- 人の生活域における突発的な出没等に安全に対処できる「緊急対応体制」

これを実現するためには、行政主導のもと、鳥獣被害対策のステークホルダーである住民が主体的に参画し、住民以外も含めた地域コミュニティによる協働と行政の支援が一体となった連携体制を構築していく必要がある。

上記を踏まえ、第三期広域戦略の基本方針を、以下のとおり定める。

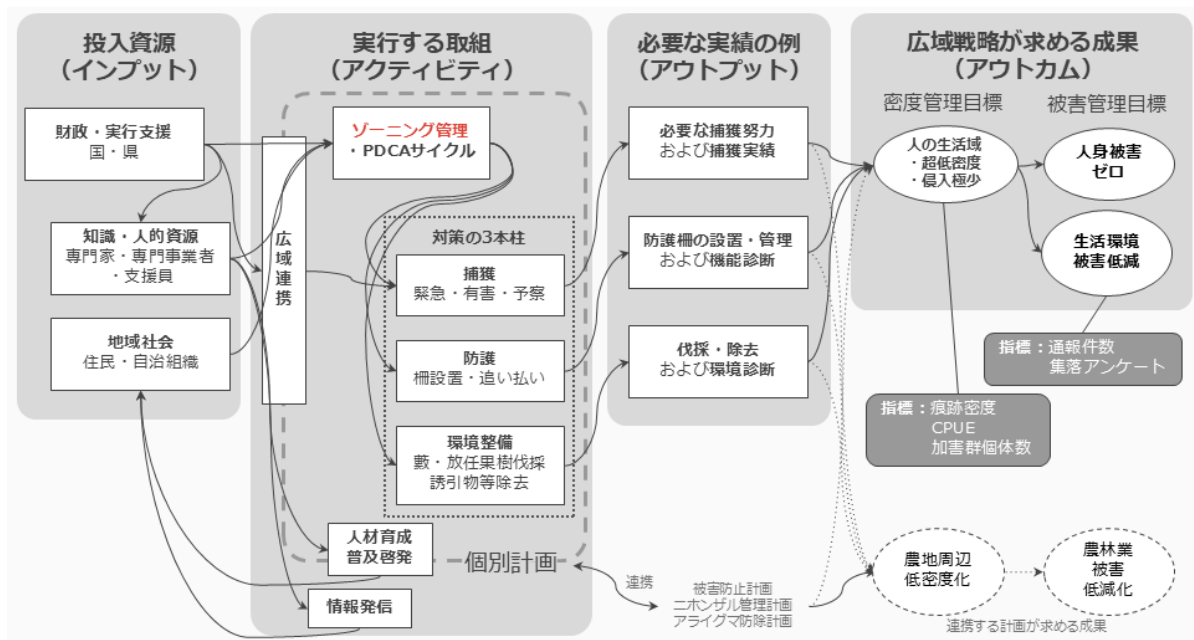
<第三期広域戦略の基本方針>

- ◇ 避難12市町村において安心・安全な生活環境を確保するために、市町村間で連携して鳥獣被害対策を充実させるとともに、住民が主体的に取り組む「持続可能な鳥獣被害対策実施体制」の構築を図る

この基本方針に沿って、第三期広域戦略全体が求める成果を達成するために必要な取組について、主要な項目と、主要な項目同士の関連性、最終的な成果までの道筋を概念図（ロジックモデル）として示す（図1-1）。第三期広域戦略が求める成果（アウトカム）は「人身被害ゼロ」及び「生活環境被害の低減化」といった、被害の管理であり、これを達成するためには、十分な強度の鳥獣被害対策（野生鳥獣の生息密度の管理）が必要となる。密度管理のアウトカムである「人の生活域内における野生鳥獣の超低密度化」及び「人の生活域内への野生鳥獣の侵入が限りなくゼロ（極少）」を達成するうえで必要な強度の鳥獣被害対策を実施できているかを示すのが、必要な実績の例（アウトプット）となる。図1-1は概念図であるため、実績の記載はできないが、実際には例として挙げられている項目の実績としての活動量を示す数値（指標）が求められる。実績を上げる活動は、実行する取組（アクティビティ）に示された、捕獲、防護、環境整備の鳥獣被害対策の3本柱を中心とする活動であり、ゾーニング管理に基づく各市町村の個別計画が取組の実行と、実情に合わせた改善の中心的な役割を担う。戦略のアウトカムを、人の生活域における密度管理と、それに付随する被害管理と設定しているため、ゾーニング管理はアウトカムの達成において不可欠であり、中核となる概念と言える。実行する取組を可能にするのが投入資源（インプット）であり、財政的な支援だけでなく、避難地域鳥獣対策支援員（以下、「支援員」という。）といった、人的資源も含まれる。ステークホルダーである住民はインプットに位置づけられるが、復興における帰還促進や、対策の実施主体としての意識醸成等、個別計画からの好循環につながる働きかけが必要

となる。なお、ゾーニング管理については第3章3（2）で詳述する。

この中で、特筆すべきは指標の重要性である。具体的な指標となるアウトプットだけでなく、広域戦略が求める被害管理や密度管理のアウトカムについて、それぞれの達成状況の指標を目標として設定したうえで、モニタリングを通じて避難12市町村全体で情報収集し、目標の達成状況をもとに広域戦略の目的が果たされているかを評価することが求められる。同時に、指標を設定することにより、実施できていない項目が明確化されるとともに、ロジックモデルを参照することで、実施できていない内容と関連性の強い項目が明確になり、必要な対策や支援項目の検討を適切に行うことが可能となる。



(2) 第三期広域戦略の位置付け

第三期広域戦略は、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生計画」、森林法に基づく「地域森林計画」、鳥獣保護管理法に基づく「福島県第13次鳥獣保護管理事業計画」及びその下位計画（「福島県特定鳥獣管理計画」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」）、鳥獣被害防止特措法に基づく「被害防止計画」、特定外来生物法に基づく特定外来生物防除計画との整合性を確保する。（図1-2）。なお、特定鳥獣管理計画については、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、指定管理鳥獣捕獲等事業については、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカに関する各計画が該当する。加えて、森林法、農地法、空家等対策の推進に関する特別措置法等とも整合性を図る。

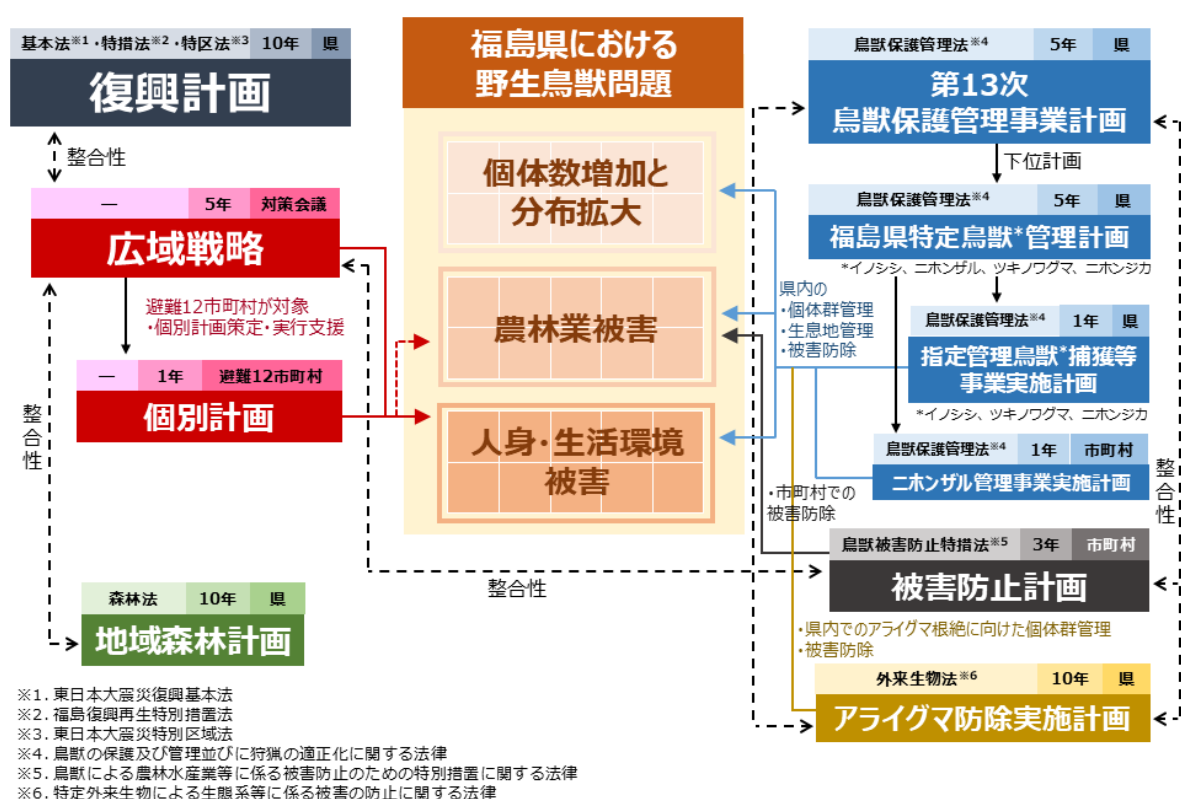


図1-2 関連計画と広域戦略の位置づけ

(3) 第三期広域戦略以降の中長期的展望

復興再生といった、中長期的な取組を推進するためには、将来像を見据えるとともに、現在置かれている状況を正しく認識し、目指すところに到達するために必要な取組を把握する必要がある。第三期広域戦略で目指すところとは、安全な生活環境を確保するための持続可能な対策の実施を可能にする、バランスの取れた自助・共助・公助による鳥獣被害対策実施体制の構築である。しかし、それは鳥獣被害対策の拡充だけで成し遂げられるものではなく、地域コミュニティの再生と併せて進めていく必要がある。また、現在の復興状況を考慮すると、依然として公助の果たす役割は大きく、実施する鳥獣被害

害対策だけでなく、体制整備や地域コミュニティの再生に対しても、国等による支援の充足が必要である。

ここで、第三期広域戦略で目指すところである、バランスの取れた自助・共助・公助について、以下のように定義する。

鳥獣被害対策の実施主体である個々の住民及び行政組織が、地域コミュニティを介して

- 互いに協力的で連携が取れている
- 過度の負担なく、役割を果たしている
- 役割に応じた取組を実行し、効果を挙げている

避難指示の発出・解除状況が市町村によって大きく異なっているため、目指しているところは全12市町村で変わらないものの、全域で避難指示が発出された市町村と、避難指示は一部に限られ、住民の大多数が避難しなかった市町村では、そこに至るうえでの必要な取組やプロセスは異なっており、地域の実情に即した広域戦略の適用が必要となる。

現在置かれている状況についても同様に、帰還困難区域を抱えていることで帰還が進まない市町村と、避難した住民が一部であった市町村では、地域コミュニティの再生状況が大きく異なっており、図1-3のロードマップにおいて、必ずしも全ての市町村の状況が同じ位置にある訳ではない。しかし、大規模原子力災害の影響は共通して抱える課題であり、程度の差はあるものの、地域コミュニティにその影響は及んでおり、避難12市町村が協力・連携して復興再生を推進することが重要である。

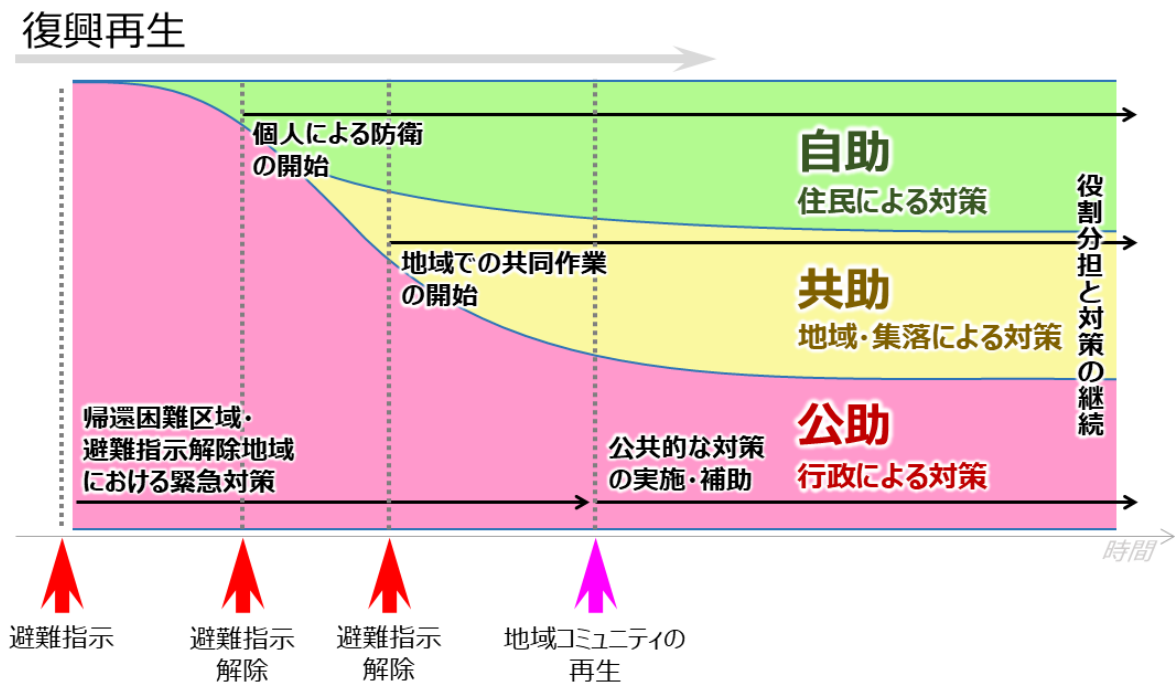


図1-3 広域戦略のロードマップ

6. これまでの広域戦略の成果及び今後対処すべき課題

(1) 取組内容の概要

第二期広域戦略に沿って、避難12市町村で実施された鳥獣被害対策に関する取組の概要を表1-1に示す。

表1-1 第二期広域戦略に基づいて実行された鳥獣被害対策に関する主な取組

取組	実施事項
対策会議	・ 各年度2回程度の開催(平成28年度～)
避難12市町村に対する 支援人員の配置	・ 福島県避難地域鳥獣対策支援員(平成30年度～) ・ 福島県自然保護課富岡町駐在員(令和2年度～)
人材育成	・ 市町村が独力で個別計画を改定する知識・技術の習得を目的とした研修及び個別計画改定支援(令和3年度～令和6年度) ・ 支援メニューに紐づいた事業提案及び『福島県避難12市町村ニホンザル対策ハンドブック』策定(令和4年度) ・ 狩猟者初心者講習
広域連携	・ 12市町村担当者意見交換会(令和3年度以降、隔月開催) ・ 広域ゾーニング策定(令和4年度) ・ ニホンザル原町個体群の広域管理に係る連携会議(12市町村以外の近隣市町村との連携)(令和7年度～)
広域モニタリング	・ 支援員事業及び環境省事業におけるイノシン痕跡調査(平成30年度～) ・ 一部市町村及び環境省による捕獲関連情報調査(令和2年度～) ・ 広域柵活用のためのモニタリング(令和4年度) ・ 特定復興再生拠点解除区域におけるニホンザル広域対策事業(令和6年度～令和7年度)
住民主体の鳥獣被害対策	・ 鳥獣被害対策のための生活環境被害防止モデル事業(令和4年度～令和7年度) ・ 支援員事業におけるモデル地区支援(令和4年度～)
住民向け普及啓発	・ 支援員によるニュースレター(令和2年度～) ・ 福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携した体制構築及び鳥獣被害対策シンポジウム等の開催 ・ 支援員による地域イベント等での情報発信

その他、環境省による帰還困難区域における緊急捕獲及びモニタリング事業、農林水産省による営農再開支援事業及び総合対策交付金による各市町村への支援、営農再開支援事業パッケージ事業による対策実施及び普及啓発、福島県による専門職員育成事業による鳥獣被害対策専門職員の設置支援、農業集落アンケート調査による複数鳥獣の生息・被害発生状況に関するモニタリング等が実施された。

（２） 課題の改善状況及び目標の達成状況

① 第一期広域緊急戦略で残された課題の改善状況

第二期広域戦略に記載された「第一期広域緊急戦略で残された課題」に対し、6（1）で示した取り組みによる改善状況を表1-2に示す。第二期広域戦略に記載された課題のうち、市街地へのイノシシの出没（課題①）及び関係機関間の連携不足（課題③）については一定の改善が達成できたと言える。一方、鳥獣被害対策の実施体制の不足（課題②）については、避難地域鳥獣対策支援員等による支援をととして、行政担当者レベルでは改善が見られた。一方、住民や地域コミュニティにおける、主体的に対策実施を担う意識は、一定の普及は見られたものの、広く浸透しているとは言えず、課題として残されていると言える。

表1-2 第二期広域戦略に記載された、第一期広域緊急戦略から残された課題及びその改善状況

第一期広域緊急戦略から残された課題	改善状況
①住民の生活及び帰還促進に影響のある、高頻度のイノシシ出没	イノシシが市街地の中心部に出没することはなくなったため、大幅に改善されたといえる。全12市町村において、捕獲だけでなく、防護柵の設置、河川敷の藪・竹林の刈払い、放任果樹伐採等の対策が継続して実施されてきた。市街地からの排除には豚熱(CSF)の感染拡大の影響が大きいものの、継続して実施してきた対策との相乗効果で、最終的にイノシシの低密度化につながったといえる。
②鳥獣被害対策を支える実施体制整備の不足	避難地域鳥獣対策支援員による計画策定・対策実行支援や、研修事業により、行政担当者における普及啓発が進んだことや、市町村による鳥獣被害対策専門員の配置により、行政レベルにおいては一定の改善が見られたと言える。また、個別計画に沿って実施された避難地域鳥獣対策支援員による普及啓発活動により、住民への普及啓発も一定の進展があったと言える。その一方で、主体的に鳥獣被害対策を担う意識が住民に広く浸透したとはいえる状況ではない。また、一部の地域では住民の帰還が進まないことで、住民の数自体が少なく、十分な担い手が確保できていない。以上を鑑み、対策実施体制の整備については、改善は一部に限られた。
③関係機関間の不十分な連携体制	12市町村の鳥獣被害対策担当者については、一定の改善があったと言える。県主導により、毎年度、担当者意見交換会が複数回開催され、市町村間の連携を促進した。実際、ニホンザルに関しては、複数市町村の連携による対策が実施されている。また、帰還困難区域を抱える市町村は、対策実施主体である環境省と定例協議を実施しており、連携体制が構築されているといえる。特にニホンザルについては、県により策定された原町個体群管理指針に基づいて「連携会議」が設置され、全12市町村に加え、12市町村外の市町村も参画することで、より広域な連携が進んでいる。行政機関に関しては、連携体制は一定の改善があったといえる。

② 目標の達成状況

6（2）で示した課題の改善を目的に、第二期広域戦略において設定された、成果目標及び実施目標の達成状況の概要を表 1-3 に示す。

表 1-3 第二期広域戦略における目標の達成状況

区分	目標	現状	達成状況
成果目標	市街地からのイノシシの排除	豚熱(CSF)の影響や各種対策により、令和 2 年度当初と比較すると市街地への出没は極めて少なくなった。しかしながら、農地や林縁に近い地域では依然として痕跡が確認されており、ゾーニングで許容できないと設定した地域からの排除はできていない。	一部達成
	人身被害「ゼロ」の継続	現在まで、避難地域において野生動物により人が負傷する事象は発生していない。ただし、ニホンザルによる威嚇などは発生しており、今後も注意が必要な状況である。	達成
実施目標	広域的視点も重視した鳥獣被害対策の「3本柱」の推進	市町村担当者の間では総合対策(環境整備、柵、捕獲)の考え方は浸透したといえる。一方、実施隊や地域住民まで十分に行き届いているとは言えず、単独市町村では捕獲人材が足りない不安も出ている。また、分布拡大が進行しているニホンザル及びツキノワグマを含めた、複合鳥獣被害へ対応可能な体制はほとんど整備できていない。	一部達成
	ゾーニング及びモニタリング調査結果の共有	全市町村で個別計画にゾーニング管理が導入され、より効果的な運用に向けて改善する余地はあるものの、大半の市町村でゾーニング管理を意識した対策が実施されている。モニタリング結果についても、イノシシの痕跡調査結果等が共有されている。一方、ニホンザルについては、原町個体群管理指針に沿って、広域連携による情報共有体制の構築に向け、調整中となる。	達成
	人材の育成・確保に向けた研修会・講習会の開催	研修事業や福島県避難地域鳥獣対策支援員(支援員)を中心に、市町村職員向けや住民向けに研修が継続され、知識の普及自体は進んだと言える。	達成
	住民向けの情報発信、より広範な対象への情報発信	シンポジウムや地域の祭礼・イベント等での発信、LINE の活用など多角的な取組が行われた。また、福島イノベーション・コースト構想においても鳥獣被害対策に関するイベントを定期的に実施している。	達成
	PDCA サイクルによる管理の徹底	支援員によるサポートの中で、個別計画の PDCA は実行できている。また、研修を通じて管理の考え方は根付いてきている。しかし、日常の業務過多や担当者の異動により、実務として徹底できている市町村は多くなく、市町村独力では実施できているとは言えない。	一部達成
	市町村個別計画の策定サポート及び評価	研修事業や支援員による策定支援、計画の評価が実施された。一方、担当職員の異動に伴うノウハウの断絶や、業務過多等により、市町村が完全に自立して運用・評価を継続できるまでには至っていない。	一部達成
	広域モニタリングの情報収集体制の整備及び効果検証	支援員によるイノシシ痕跡調査に関しては体制が整備され、対策においても活用されている。しかし、捕獲情報に関しては、統一様式の採用や、同等のデータを収集している市町村は一部であり、現状把握や対策への活用はできていない。また、ニホンザル等は体制構築の途上であり、中型獣に至っては標準様式が存在しないなど体制が整っていない。採用されやすい様式も含め、捕獲情報の収集・管理体制の検討が必要である。	一部達成

(3) これまでの広域戦略の成果

第二期広域戦略の期間を通じて、イノシシの市街地出没という危険度の高い課題は概ね解消され、人身被害ゼロも継続されるなど、安全な住環境の確保という点では一定の成果が得られたと評価できる。また、各市町村が個別計画を策定し、福島県の富岡町駐在員や避難地域鳥獣対策支援員のサポートを得ながら PDCA サイクルを回すという考えが浸透したことは、行政レベルにおける広域的な連携体制や対策能力の向上が図られたことを示している。このことは、ニホンザルの分布拡大への対応として、12 市町村を含む広域連携による体制構築につながったといえる。とはいえ、イノシシの低密度化については豚熱 (CSF) の影響も大きく、対策のみによる成果とは判断しがたい側面がある。また、対策の実行や計画の管理において、依然として国・県からの支援への依存度は高いといえる。一方、住民や地域コミュニティが主体となった持続可能な体制の構築については、普及啓発により意識の浸透は見られたものの、帰還状況や居住実態といった社会的要因が大きく影響し、十分な担い手の確保や体制の維持については改善に至らなかった。これらの現状を踏まえた第三期広域戦略の展開が必要である。

(4) 第三期広域戦略で対処すべき課題

第三期広域戦略で対処すべき、第二期広域戦略の残された課題及び第二期広域戦略期間中に新たに生じた課題について、以下のとおり、項目に分けて記載する。

① 鳥獣種別の課題

a. イノシシ

豚熱 (CSF) からの回復に伴い、人の生活域内においても痕跡が増えてきており (図 1-4)、出没が増加傾向にあると考えられる。今後さらに出没頻度が増加した場合、ゾーニング管理の中での捕獲等、体制的に必要な対策を実施できない可能性がある。

b. ニホンザル

第二期広域戦略期間中に分布域が拡大し、新たな脅威となった。福島県による原町個体群管理指針策定により対策が進み、対策実施や現状把握に進展はあったものの (図 1-5)、依然として新たに加害群の発見があるなど、個体群の全貌は把握しきれていないうえ、複合柵の普及も依然として必要であり、十分な対策ができているとは言えない。

c. アライグマ・ハクビシン

捕獲はされているものの、生息状況の把握に必要な情報が収集できておらず、中長期的な展望や対策の方針が立てられていない。

d. ツキノワグマ

第二期広域戦略期間中、避難 12 市町村において捕獲があったうえ、一部でカメラトラップ調査での捕捉や、目撃情報の増加等により、分布拡大は進行していると考えられ、新たな脅威となった。しかし、ツキノワグマに関する正しい知識が住民に普及

しておらず、モニタリング体制も整備されていないため、ツキノワグマに対応可能な防護柵等、設備面での対応の必要性の検討ができていない。加えて、人材不足により単独では緊急体制が構築できない市町村があるなど、体制整備が進められないことが課題となっている。

e. 複合鳥獣被害

単一の地域であっても複数の鳥獣による被害が同時多発的に発生する場合が多く、複合鳥獣被害となっているものの（図 1-6）、複数種に対応可能な防護柵等、設備面での対応はできておらず、現状把握も一部の鳥獣種に限られている。

② 体制面等における課題

イノシシの豚熱（CSF）蔓延によりイノシシの生息密度が低下したことで、実施隊・捕獲隊員といった捕獲従事者の対策へのモチベーションの低下が起きたことに加え、新規従事者の登用が進まないことで、捕獲従事者が減少している。また、帰還して域内に居住する住民が少ないうえ、今後の移住・帰還の状況を正確に見通すことは困難であるため、対策に従事できる人材が不足している。加えて、上記の問題に高齢化が拍車をかけている。また、農地バンク等、外部人材による営農は行われていても、そうした外部人材が鳥獣被害対策まで手が回らないことがあり、住民との関係にも影響している場合がある。

③ 第二期広域戦略の課題

第二期広域戦略は、避難指示の本格的な解除及び帰還の開始からの日が浅かったために支援体制の役割分担等が十分に整備されておらず、将来的な実現可能性の見通しが現在と比較して格段に低い状況で策定されたため、全体像が不明瞭で、個別計画との関係や、個別計画において実行すべき具体的な取組が把握しづらかった。また、設定されていた目標において、実施主体や目標とする状態が不明確で、戦略に沿って実行された取組の評価が困難であった。広域戦略の全体像を整理し、わかりやすい方法で提示する必要がある。また、目標設定において実施主体と目標とする状態を明確にし、目標を達成しやすくするとともに、評価しやすくする必要がある。

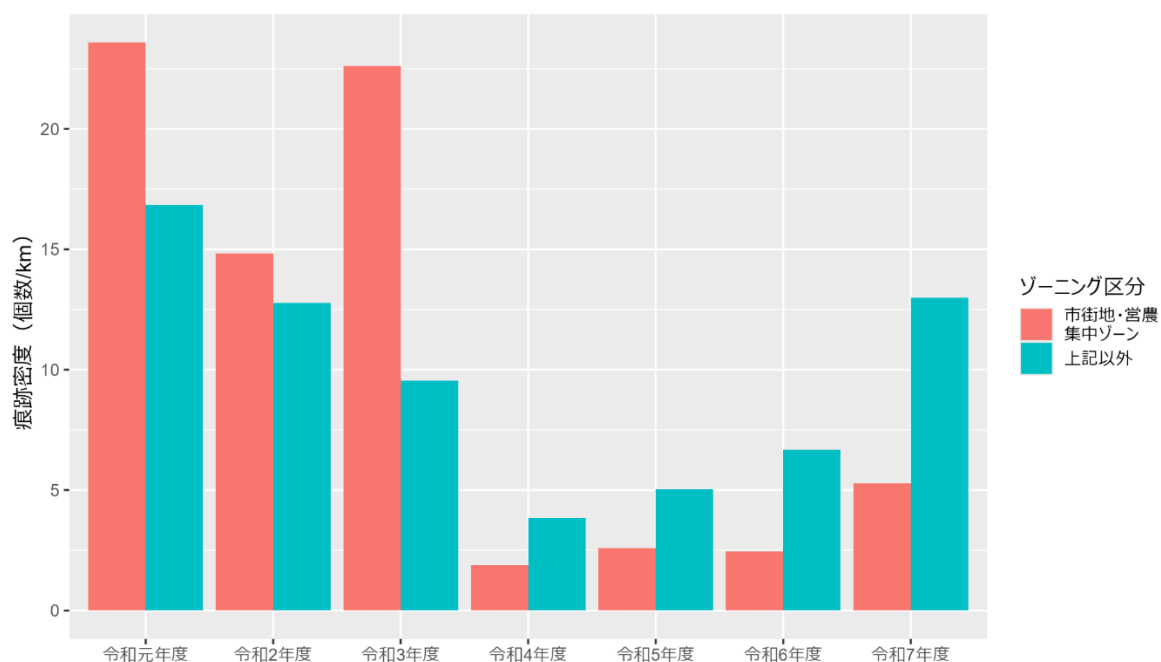


図1-4 広域ゾーニングに基づいて分析したイノシシ痕跡調査の結果

痕跡調査は、令和元年度から令和3年度及び令和7年度は避難地域鳥獣対策支援員による調査結果であり、令和4年度から令和6年度は、避難地域鳥獣対策支援員による調査結果と環境省事業により帰還困難区域において実施された痕跡調査結果を統合した。

「市街地・営農集中ゾーン」は、第3章3（2）で規定する避難12市町村広域ゾーニングにおいて、イノシシを許容しない地域区分を指す。

痕跡密度は、令和4年度において大きく低下し、以降、徐々に上昇を続けている。また、令和3年度までは市街地・営農集中ゾーン内の方が当該地域外より痕跡密度が高くなっていたのに対し、令和4年度以降は市街地・営農集中ゾーン内の方が低くなっている。

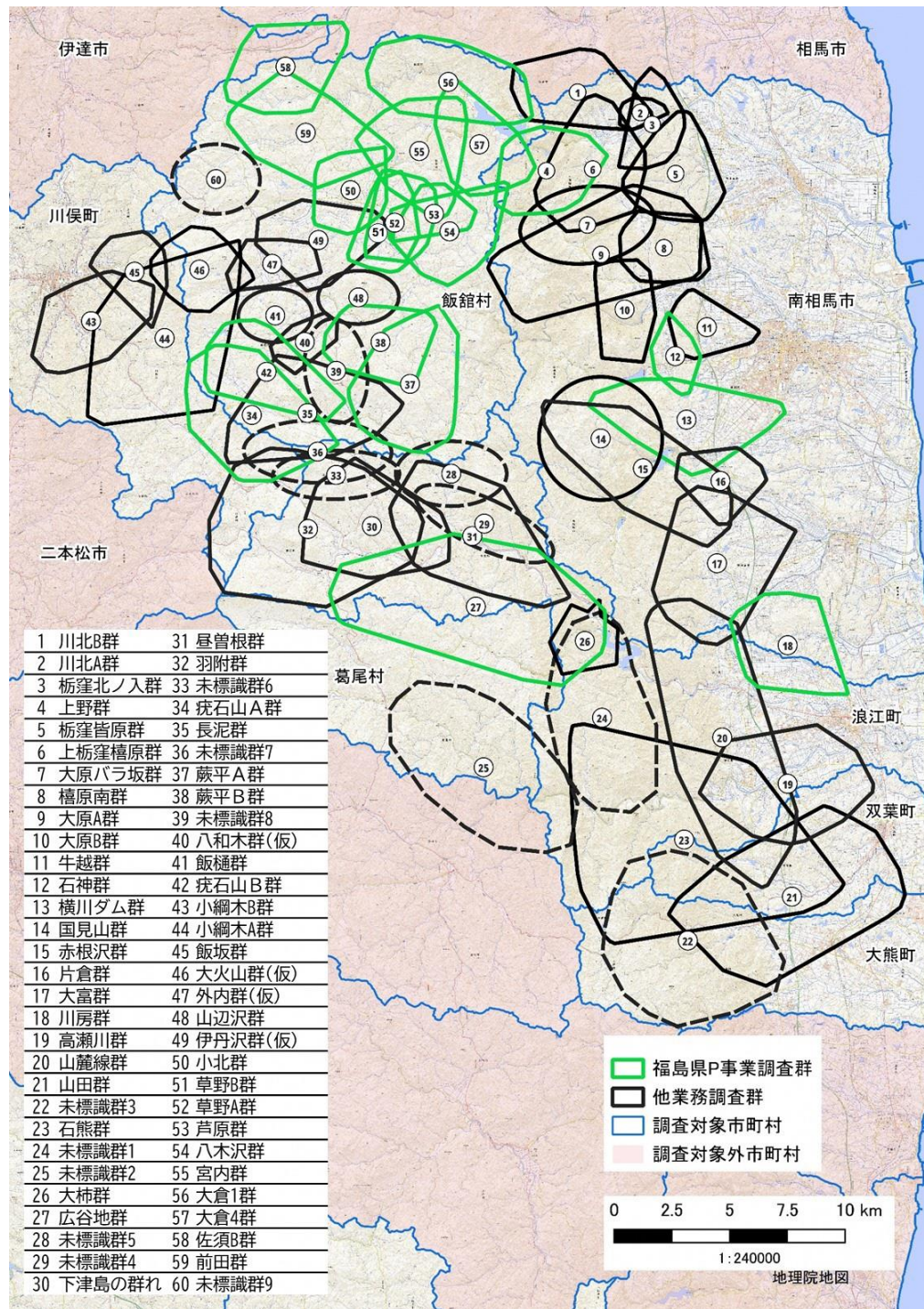


図1-5 避難12市町村における原町個体群に属するニホンザルの群れ遊動域

※避難指示区域における有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ支援事業(福島県営農再開支援事業の特認事業)により作成(福島県環境保全農業課より提供)

※他業務調査群の情報は、福島生活環境整備・帰還再生加速事業(復興庁)及び福島県営農再開支援事業(農林水産省・福島県)における各自自治体の調査及び各自自治体独自の調査の情報を含む)

かつては北部の市町村に限られていたニホンザルの分布域は南に拡大しており、大熊町においても群れが確認されている。新たな不明群も確認されており、原町個体群の全貌把握のためにはさらなる調査が必要といえる。

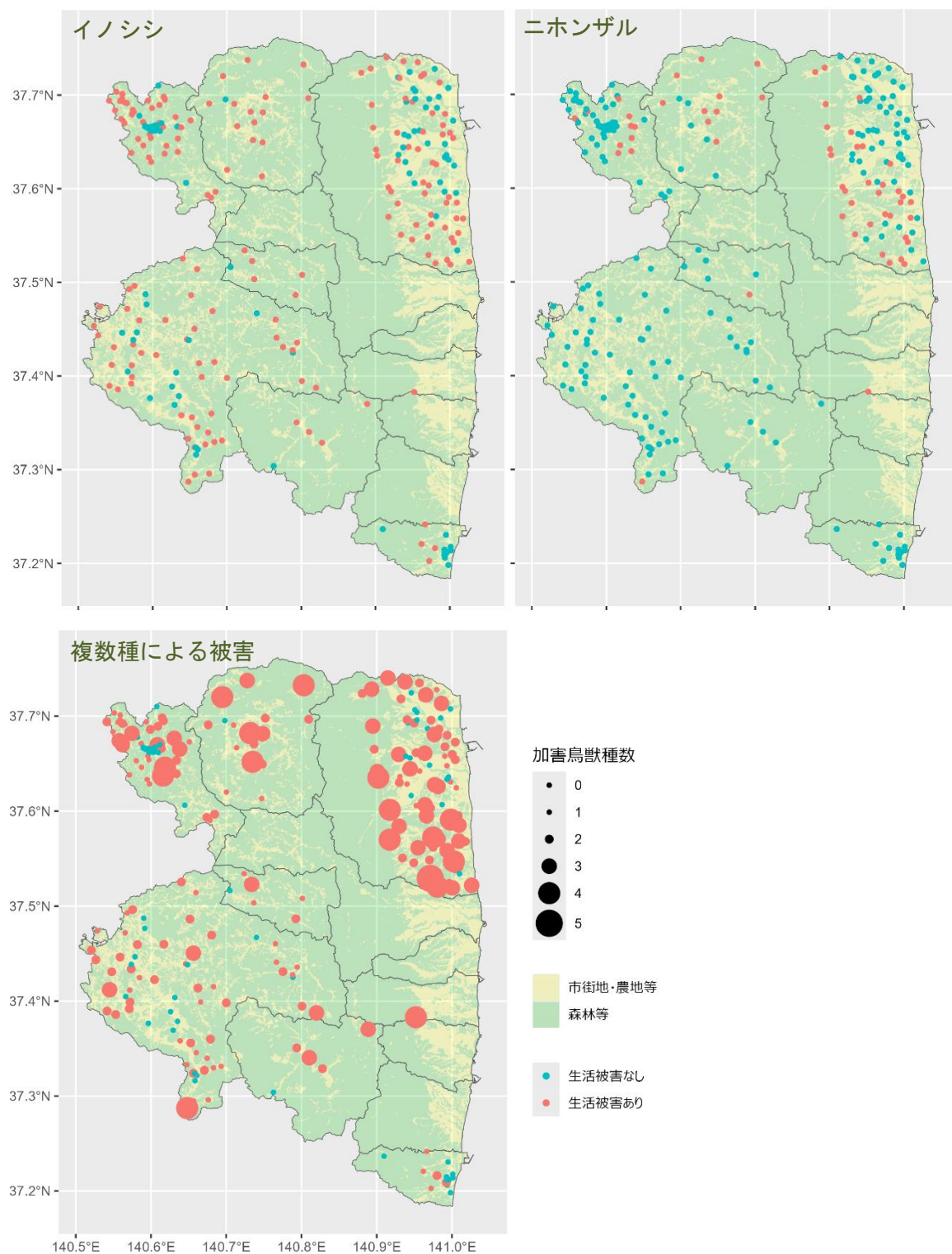


図1-6 令和5年度農業集落アンケート調査における、イノシシ、ニホンザルによる生活環境被害及びアライグマ、ハクビシン等を含めた複数鳥獣種による生活環境被害の有無に関する回答

イノシシ被害ありの回答は12市町村で広く分布しているのに対し、ニホンザル被害の回答は、北側の3市町村が中心となっている。

生活環境被害ありと回答した集落のうち、およそ2/3が複数の鳥獣による被害となっていた。

第2章 避難 12 市町村鳥獣被害対策会議の位置づけ及び各参加機関の役割

1. 対策会議の役割

避難 12 市町村鳥獣被害対策会議（以下「対策会議」という。）は、避難 12 市町村において、住民が安心して暮らせる安全な生活環境の確保に向け、国、県、市町村、専門家による緊密な連携の下に対策を着実な実行を図るために設置した会議である。

対策会議は、対策会議設置要綱に基づき次の事項を所掌する。

<対策会議が所掌する事項>

- ◇ 住環境周辺におけるイノシシ等による鳥獣被害対策の総合調整に関すること。
- ◇ イノシシ等による鳥獣被害対策についての関係機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- ◇ その他、情報共有、モデル実証事業検討等、イノシシ等による鳥獣被害対策に関して必要な事項。

2. 対策会議の構成及び参加組織の役割

対策会議の参加組織を表2-1、組織相関図を図2-1に示す。

表2-1 避難12市町村鳥獣被害対策会議の参加機関一覧

参加組織	部局・氏名等
避難12市町村	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
福島県	避難地域復興局、生活環境部、商工労働部、農林水産部
国	復興庁、内閣府、経済産業省、環境省、農林水産省
専門家	野生鳥獣管理を専門とする有識者
一部事務組合	双葉地方広域市町村圏組合

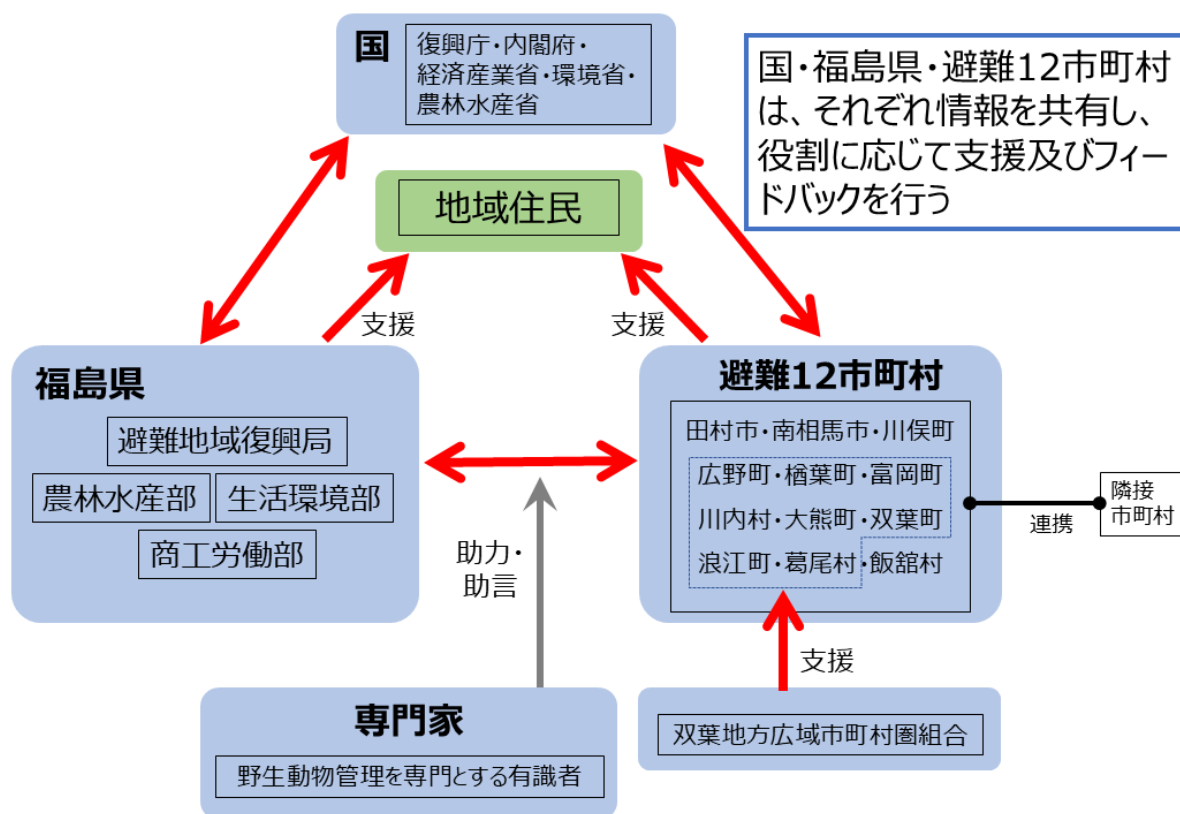


図2-1 参加組織及び各組織同士の連携

(1) 避難12市町村

第三期広域戦略の方針に沿って策定した個別計画に基づき、各市町村における住民帰還状況、野生鳥獣による被害発生状況等に応じ、被害防止のための各種対策を実施する。また、各市町村は必要に応じて近隣の市町村等、その他関係組織と連携を図る。

(2) 福島県

避難地域復興局及び生活環境部は、対策会議の事務局を担当する。両部は商工労働部及び農林水産部とも情報共有、連携を図ることにより、効率的かつ効果的な対策支援を行う。併せて、対策会議を運営するとともに、各参加機関で実施している活動についての情報を集約し、統括する。生活環境部は、国及び専門家と協議のうえ、広域モニタリング等により収集された情報を分析し、その結果を踏まえて、各年度において実行する取組内容と規模を決定し、年間目標を設定する。

(3) 国

復興庁が中心となり、主に各府省庁や福島県と連携を図りつつ、対策の支援を行う。具体的には、復興庁は生活環境被害防止の観点から対策を支援し、環境省は帰還困難区域内における捕獲、モニタリング調査及び捕獲個体処理を一捕獲者の立場で実施し、農林水産省は営農再開の一環として防護柵設置、捕獲等を支援する。国の各機関は、管轄する事業に基づく措置を講じる上で、避難指示に起因して救済措置が不在となる事態を避けるよう、復興庁が中心となって各府省庁と連携を図りつつ調整し、対策の空白地帯が生じないように留意する。

(4) 専門家

福島県内外の野生鳥獣や鳥獣被害対策に関する有識者が、避難 12 市町村における野生鳥獣の生息状況調査及び被害対策全般についての助言を行う。

(5) 双葉地方広域市町村圏組合

双葉郡（帰還困難区域を除く）で捕獲されたイノシシ、アライグマ、ハクビシン等の処分を実施する。

第3章 広域戦略の推進方針

1. 目標及び目標達成の指標

(1) 被害管理目標

成果目標は、広域戦略の目的である安心して生活できる安全な生活環境が確保されていることが具体的に実現される状態とし、被害管理目標として以下の2点を設定する。本項目は図1-1に示した概念図における「(第三期)広域戦略が求める成果(アウトカム)」における被害管理に相当する。なお、目標達成に必要な強度で対策を実施するために、市町村は積極的に国・県による支援を活用し、国・県は関係府省庁間で連携し、必要な支援が過不足なく行き届くよう調整する。

<被害管理目標>

- ◇ 人身被害「ゼロ」の維持
- ◇ 生活環境被害の低減

(2) 被害管理指標

設定した成果目標を避難12市町村全体であまねく達成できているかを数値で示すために、以下の2点を被害管理指標として設定する。なお、被害管理指標を評価するためには、福島県自然保護課が隔年で実施する「農業集落アンケート調査」に協力するとともに、各市町村が独自に生活環境被害に関する通報情報を蓄積する必要がある。本項目は図1-1に示した概念図における「広域戦略が求める成果(アウトカム)」の被害管理の指標に相当する。

<被害管理指標>

- ◇ 農業集落アンケートにおける対象全獣種による「生活環境被害あり」の回答率を令和5年度(約74%)から25%以上低下させる
- ◇ 生活環境被害に関する通報件数を25%以上削減する

(3) 密度管理指標

設定した成果目標を達成するためには、野生鳥獣の生息状況を鳥獣被害対策によって管理し、とくに人の生活域(市街地・営農集中ゾーン)への出没・侵入頻度を低減化していく必要がある。避難12市町村において、主要な被害を発生させているイノシシ及びニホンザルについて、広域モニタリング調査の結果を活用し、以下の3点を密度管理指標として設定した。イノシシ痕跡密度は、避難地域鳥獣対策支援員等が継続して実施している痕跡密度調査の結果を想定しており、踏査距離1kmに対して確認されたイノ

シシ痕跡の平均個数とする。ただし、CPUE（単位努力量あたりの捕獲数）については、一部の市町村で収集できておらず、また、人の生活域の内外を区別してモニタリングしていくためには、現行の設計からの改定が必要である。設定された指標の詳細及び注意点については後述する。「市街地・営農集中ゾーン」は、3（2）で規定する広域ゾーニング区分のうち、イノシシ等野生鳥獣を許容しないゾーンとなる。また、本項目は図1-1に示した概念図における「広域戦略が求める成果（アウトカム）」における密度管理の指標に相当する。

<密度管理指標>

- ◇ 市街地・営農集中ゾーンにおいて、イノシシ痕跡密度を1 km あたり 1 個未満に削減する
- ◇ 市街地・営農集中ゾーンにおいて、イノシシの CPUE（単位努力量あたりの捕獲数）をゼロにする
- ◇ 市街地・営農集中ゾーンに出没するニホンザル加害群の合計個体数を、令和7年度末時点で把握されている対象となる加害群の合計個体数から半減させる

① 設定された痕跡密度

対策の成果として目指すべき、生活環境被害を低減化するに十分な痕跡密度を検討するために、被害管理指標である令和5年度農業集落アンケート調査から得られた、イノシシによる「生活環境被害」の有無の回答と、アンケート調査の回答対象期間に含まれる令和4年度調査で得られた痕跡密度の関係を分析した。その結果、市街地・営農集中ゾーンにおいて「生活環境被害あり」の回答を得る確率が50%を下回ることが期待される痕跡密度は、0 個/km に近い、超低密度であった（図3-1）。この結果は、痕跡を検出できていない場合であっても市街地・営農集中ゾーン内において生活環境被害は発生しており、生活環境被害をなくすためには、最低でも痕跡が見つからない状態にする必要があることを意味している。以上を踏まえ、目標とする痕跡密度は1 km あたり 1 個未満と設定した。なお、解析に使用した集落周囲の痕跡密度は、回答した集落の重心点から900mの範囲内の痕跡密度をゾーニング区分に応じて抽出し、市街地・営農集中ゾーンの痕跡密度のみを採用した。また、痕跡密度を抽出する範囲は、半径900mに設定した場合において、回答の有無と痕跡密度の関係性が最も高くなっていた。

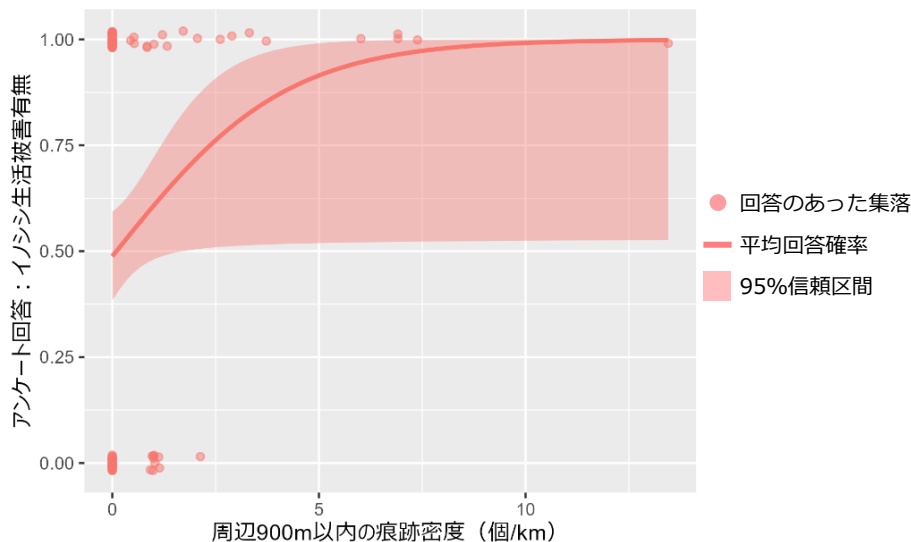


図 3-1 市街地・営農集中ゾーンにおける痕跡密度と、農業集落アンケート調査によるイノシシによる生活環境被害の有無に関する回答の関係

横軸上の各点の位置は、回答した集落の重心から半径 900m の範囲に含まれる市街地・営農集中ゾーン内の痕跡密度を示し、縦軸上の位置は、1 が当該集落から「生活環境被害あり」の回答があった場合、0 は「被害なし」の回答があった場合もしくは生活環境被害に関する回答がなかった場合を示す。

曲線は痕跡密度に応じた「被害あり」の推定平均回答確率を示し、帯の幅は推定精度（95%信頼区間）を示す。

② 設定された CPUE

CPUE (Catch Per Unit Effort ; 単位捕獲努力量当たりの捕獲数) の値の妥当性は、必要な捕獲努力量をかけていることが前提となる。例えば、少ない捕獲努力で捕獲が達成できた場合、CPUE 値は高くなるが、そのことは対象鳥獣の対象地域における生息密度に対し、実績としての捕獲努力量が足りておらず、上述の前提を満たしていないことを意味する。こうした状況では、CPUE 値が捕獲努力量の変化に影響されなくなるまで、捕獲努力を増強する必要がある。また、単位となる捕獲努力量は可能な限り均質であることが期待されるため、わなであれば適正にわな管理を行うなど、捕獲される可能性が各わなや各日によって大きく変動することを極力避ける必要がある。密度管理指標として設定した CPUE 値のゼロは、必要な捕獲努力量かけたうえでの、捕獲される可能性が限りなくゼロに近い状態を想定しており、その前提となる捕獲努力量については、適正に情報収集したうえで評価し、必要な捕獲努力をかけられていないのであれば、捕獲努力自体を増強する必要がある。第三期広域戦略において、戦略の進行管理だけでなく、戦略全体の評価に直結するため、捕獲努力量は適正な基準に沿って収集していく必要がある。

③ 設定された加害群个体数

ニホンザルの密度管理指標については、原町個体群管理指針に記載された加害レベルが 3 以上で、かつ個別計画で規定された市街地・営農集中ゾーンがその遊動域に含まれ

る群れが対象となる。達成のための主な取組は、原町個体群管理指針に沿った加害レベルに応じた捕獲により群れの個体数を削減することに加え、捕獲等により群れの加害レベルを低下させること、追い払いや複合柵設置といった防護対策により市街地・営農集中ゾーンへの出没を抑制することとし、それぞれを組み合わせることで対象ゾーンに出没する対象群に属する合計個体数の半減を目指す。

2. 成果目標達成のために必要な実績

設定した成果目標を達成するためには、以下の項目における活動実績が必要となる。活動実績に対する具体的な実施箇所や数量等の目標値は、対策会議で定めた各年度の目標をもとに、各市町村の個別計画において設定する。なお、ゾーニング管理については、次節で詳述する。また、本項目は図 1-1 に示した概念図における「必要な実績（アウトプット）」に相当する。

（１） 捕獲

個別計画のゾーニング区分に基づき、必要な体制（捕獲従事者や設置するわな等）を確保し、人の生活域内に出没する野生鳥獣の排除や、人の生活域周辺での低密度化を図る。また、人の生活域内における緊急的な出没に対しては、迅速に対応・捕獲できる体制を構築し、運営する。

（２） 防護

個別計画のゾーニング区分に基づき、宅地や集落、農地等といった人の生活域への野生鳥獣の侵入を防止するために、十分な強度で防護柵を設置するとともに、すでに設置されている防護柵の維持管理を行う。また、ニホンザルについては、加害群による人の生活域侵入を抑制するため、十分な強度で追い払いを実施する。

防護柵については、実際に被害を出す鳥獣に対応した柵の種類や対象地域、総延長距離等といった具体的な目標値を設定する。その際、加害鳥獣種が複数の場合は、柵の種類が複合被害に対応可能な仕様とする。加えて、防護柵の設置後は、維持管理体制と併せて、維持管理のための取組の目標値を設定する。

ニホンザルの追い払いについては、市町村でニホンザル管理計画事業実施計画を策定している場合は、その中での群れの管理状況を踏まえて目標を設定し、上記計画を策定していない場合は、個別計画の中で目標を設定する。

（３） 環境整備

個別計画のゾーニング区分に基づき、野生鳥獣の人の生活域への誘引や、人の生活域内での定着を防止するために、人の生活域に残存している藪、放任果樹・竹林等を伐採し、野生鳥獣にとっての利用可能な資源をなくす。具体的な目標値は、現状の藪・放任果樹等の残存状況を考慮し、実施主体も併せて個別計画の中で設定する。

3. 成果目標達成に必要な鳥獣被害対策と、対策を効果的・効率的に実施するための取組及びその実施主体並びに実施目標

本項目は図 1-1 に示した概念図における「実行する取組（アクティビティ）」に相当する。

（１） 成果目標達成に必要な鳥獣被害対策

① 鳥獣被害対策の「3本柱」

市町村は個別計画及び関連する計画に沿って、鳥獣被害対策の基本的な取組である、①捕獲（個体群管理）、②柵等による防護等（被害管理）、③環境整備等（生息地管理）を実行する（鳥獣被害対策の「3本柱」）。実施目標はこれまでの実施実績や地域の実情を踏まえ、個別計画の中で設定する。

（２） 対策を効果的・効率的に実施するための取組

① 広域ゾーニングに基づくゾーニング管理

市町村は、個別計画に導入した、広域ゾーニングに基づき策定された個別ゾーニング管理方針に沿って、人の生活域における被害防止のために対策を実施するとともに、モニタリングを実施する。ゾーニング管理の考え方及び広域ゾーニングは、次節以降で解説する。

設定した各ゾーニング区分それぞれにおいて、モニタリング結果に基づく評価と、評価を踏まえた目標設定を毎年度更新し、PDCA サイクルを適用させる。個別計画で設定されたゾーニング区分について、帰還の進行や復興状況に応じて修正し、更新することとする。

a. ゾーニング管理の基本的な考え方

特に大型哺乳類による被害対策のための基本的な考え方として、野生鳥獣と人間との棲み分けを明確にし、領域ごとに管理目標を設定し、それに合わせた対策を実施するのが「ゾーニング管理」である。ゾーニング管理では、対象となる地域を、野生鳥獣の存在を許容しない区域（人の生活域）と、野生鳥獣の存在を許容する区域に分割し（図 3-2）、それぞれの区域の特性に応じて最も効果的な対策を実施する。それぞれの区域は、原則として土地利用状況や避難指示解除状況、イノシシ等の対象となる野生鳥獣の生息状況、被害発生状況、そして、復興の目的を考慮し設定する。地域によっては、例えば従来（震災以前等）からイノシシが生息していたことで体制が整備されているなど、対象となる野生鳥獣に対する住民の許容度が高い場合もあるため、人間活動はあるものの、対象となる野生鳥獣を許容しない区域に含めないことも可能である。

各区域で実施する対策は、野生鳥獣を許容しない地域では、対象となる野生鳥獣を地域から完全に排除することを目標に実施されるが、許容する地域では被害低減に加え、地域全体の個体数管理や、許容しない地域への侵入防止が対策の目標となる。

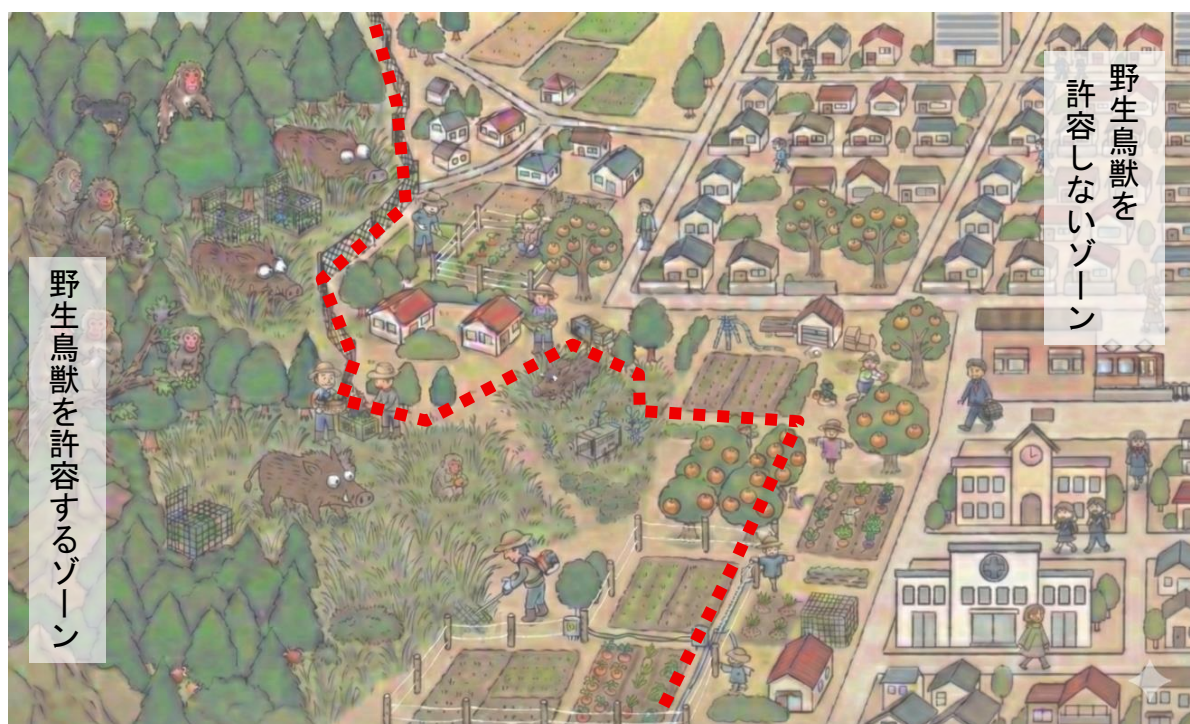


図3-2 ゾーニング区分の概念図

赤の点線は設定されたゾーニング区分の境界線を示す。

b. 避難12市町村広域ゾーニング

避難12市町村全体での広域的なゾーニング区分として、3（2）①で示した基本的な考えに加え、活用可能な事業や対策の実施主体への影響を鑑み、避難指示の発出・解除状況を踏まえた、2段階のゾーニング区分を設定する。土地利用状況及び野生鳥獣の生息・被害発生状況を踏まえた対策実施方針等を規定したゾーニング区分を「基本ゾーニング区分」（

表3-1)、避難指示の発出・解除状況を踏まえたゾーニング区分を「避難指示解除ゾーニング区分」（表3-2）とした。個別計画に導入されたゾーニング区分は、広域ゾーニングの方針に基づいて、各市町村の実情に即して設定されたものとなる。各市町村における各ゾーニング区分に該当する地域の有無を表3-3にまとめた。なお、避難12市町村広域ゾーニングはイノシシを対象に設定されているものの、ニホンザル等、他の鳥獣への拡張は可能である。ただし、より人身被害リスクの高いツキノワグマに関しては、異なる基準でのゾーニング設定が必要となる。

表 3-1 基本ゾーニング区分

ゾーニング区分	概要	管理方針
市街地・営農集中ゾーン	住宅地や商業地等の市街地、農業地が密集し、人間活動が活発な地域。イノシシの生息を許容しない地域	排除を目指して積極的な捕獲を実施する。捕獲と並行して被害防除対策を実施し、人間活動が活発な地域への侵入防止を図る。
中山間ゾーン	市街地・営農集中ゾーンと奥山ゾーンの中間にある、一定のイノシシの生息が許容可能な、山林・宅地・農地を含む地域	捕獲と被害防除対策を併行して実施し、被害を防止するとともに市街地・営農集中ゾーンへの侵入を防止する。
奥山ゾーン	イノシシの生息を許容する、奥山に位置する森林域等（植林地を含む）	他のゾーンにおける被害を防止するための予察捕獲は実施し、中山間ゾーンへの侵入を防止する。

表 3-2 避難指示解除ゾーニング区分

ゾーニング区分	避難指示解除状況等
帰還困難区域	避難指示継続中の地域
避難指示解除地域	避難指示が解除された地域
上記以外の地域	避難指示が発出されなかった地域

表 3-3 各市町村における各ゾーニング区分該当地域の有無

避難指示解除 ゾーニング区分	基本ゾーニング区分	田	南	川	広	檜	富	川	大	双	浪	葛	飯
		村	相	俣	野	葉	岡	内	熊	葉	江	尾	館
帰還困難区域	市街地・営農集中ゾーン	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	×
	中山間ゾーン	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
	奥山ゾーン	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
避難指示解除地域	市街地・営農集中ゾーン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中山間ゾーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	奥山ゾーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○
上記以外の地域	市街地・営農集中ゾーン	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×

	中山間ゾーン	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	×	×
	奥山ゾーン	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×

② モニタリングによる現状把握及び実行した取組への評価並びに目標設定への活用

市町村は市町村内の野生鳥獣の生息状況や被害発生状況に関する現状を把握し、被害を防ぐための適切な対策を実施していくために、モニタリング（情報収集）を実施する。市町村が実施する具体的なモニタリングは、人身・生活環境被害に関する通報情報の蓄積や、許可捕獲についての捕獲関連情報（捕獲数、捕獲努力量等）、カメラトラップ調査等が該当する。モニタリングの結果は、「PDCA サイクル」を適用するために分析し、次期個別計画等において目標設定に活用する。

広域モニタリングは県が実施し、市町村は県のモニタリング事業に積極的に協力するとともに、県事業で得られたモニタリング結果についても、県から提供を受け、次期個別計画等における目標設定等に活用する。広域モニタリングは、避難地域鳥獣対策支援員等によるイノシシ痕跡調査、出猟カレンダー調査、農業集落アンケート調査等が該当する。

③ 広域連携による情報共有及び取組の実行

a. 情報共有及び取組の実行

野生鳥獣は複数の市町村にまたがって活動していることが多いため、隣接する市町村が連携し、情報共有を図ることが、より効率的かつ効果的な対策を推進していくためには重要である。広域連携は、全避難12市町村が関わる取組については県が実施する（図3-3）。一方、連携が一部の市町村間に限られる場合は、必要に応じて県が主導し、具体的な取組は市町村が実行する。広域的な取組の各市町村が分担する部分は、それぞれの個別計画に明記する。また、県は、広域連携を目的に設置・開催されてきた、避難12市町村鳥獣被害対策担当職員意見交換会を継続して開催する。

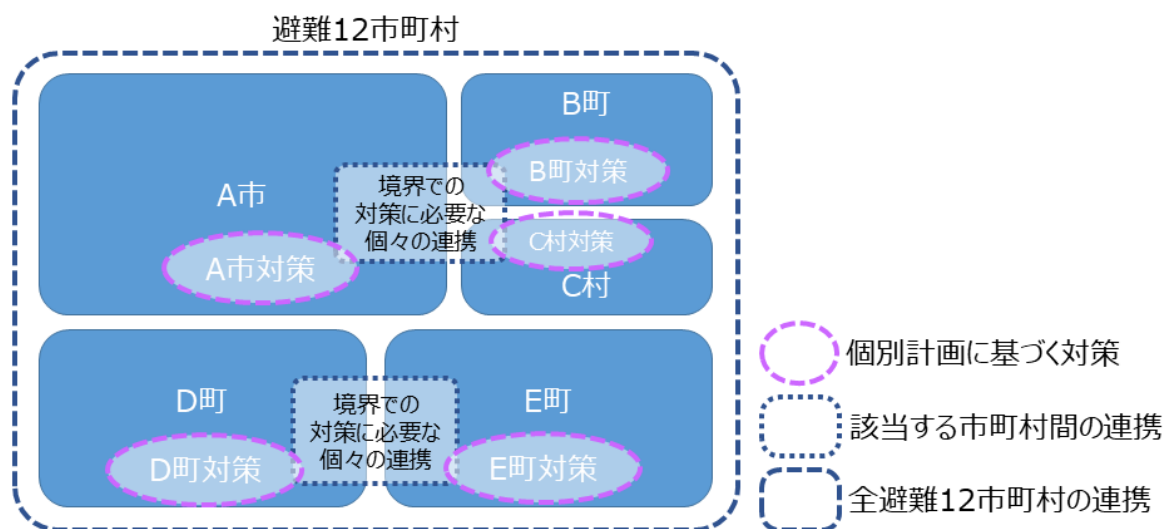


図3-3 広域連携の概念図

b. 広域連携による緊急時を含む捕獲体制構築の検討

県は、広域連携による緊急体制の構築を検討する。近年の、イノシシの豚熱からの回復や、ツキノワグマの分布拡大により、これらの大型哺乳類による突発的な市街地出没や人身被害のリスクは高まっており、緊急的に対応する体制の整備が必要となっている。しかし、こうした緊急対応には高度な技能を有した人材が必要であるものの、住民の数が限られており、捕獲人口が減少傾向にある避難12市町村では、市町村が単独で体制を整備できない場合がある。県は、広域連携による緊急体制の構築を検討するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の認定事業者等の民間事業者も含め、必要な人材の確保に向けた体制整備を模索する。

④ 部局間の縦断的・横断的連携及び関連計画間の連携

a. 部局間の縦断的・横断的連携

市町村は生活環境被害防止に関係する部局間での連携を構築し、各部局の役割を個別計画に記載する。野生鳥獣は、農地や市街地周辺だけでなく、植物の繁茂した河川敷、樹林帯など、多様な環境を生息域としている。これらの環境管理は行政の管轄が複数に分かれている場合があるため、野生鳥獣による生活環境被害防止のための効果的な対策を進めていくためには、住宅地、農地、林地、河川等を管轄する部署の横断的な連携が必要である（図3-4）。

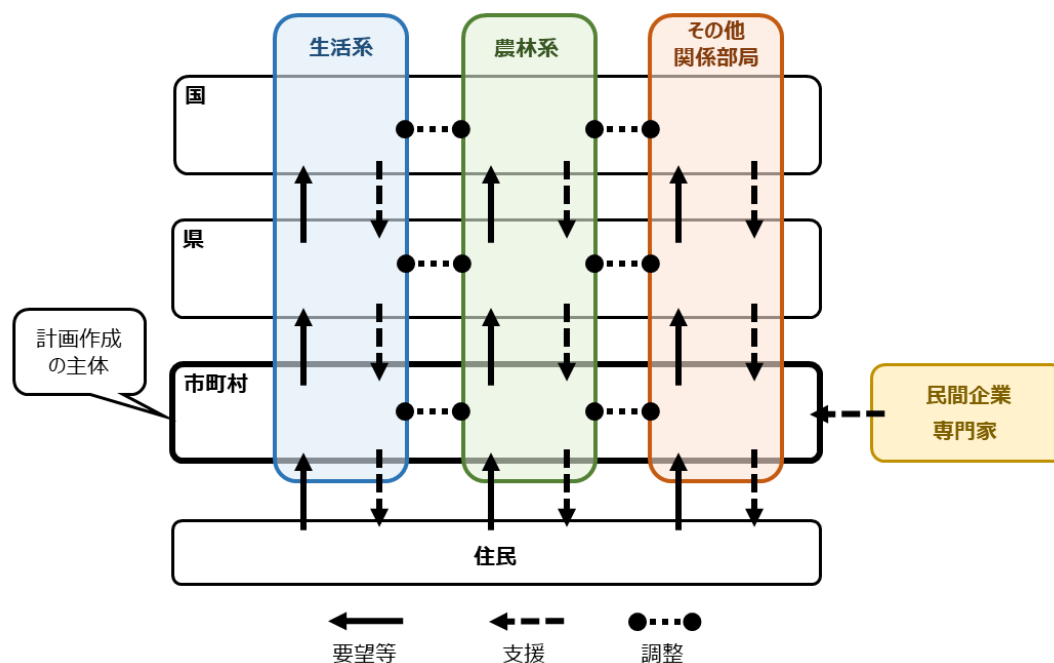


図3-4 鳥獣被害対策における縦断的・横断的連携体制の概念図

b. 関連計画間の連携

市町村は、被害防止計画等、市町村で策定する鳥獣被害対策に関する計画と個別計画の関係を、個別計画に明記したうえで、市町村全体として効率的に対策を実施するため

に、各計画に記載される取組の整合性を担保するとともに、対策の空白が生じないように、各計画間の連携を行う。なお、例えばニホンザルについて、本来であればニホンザル管理事業実施計画の策定で対応すべきところ、分布拡大による侵入初期等、対策が必要な状況であっても即座の計画の策定が困難な場合などにおいて、一時的に個別計画に取組を記載することで対応するといった、緊急措置を可能とする。

⑤ 情報共有プラットフォームによる対策実施・情報共有の効率化及び組織間の連携強化

情報共有プラットフォームとは、情報技術を用いて情報を一元管理するシステムを指し、例えば捕獲において従事者が現場で入力した情報や、モニタリングにおいて調査者が記録したデータ等を自動で集積、共有することで、迅速な情報共有に加え、取組自体の効率化及び省力化を図る（図 3-5）。情報共有プラットフォームの導入は、県が主導し、実際の運用は市町村が実施する。

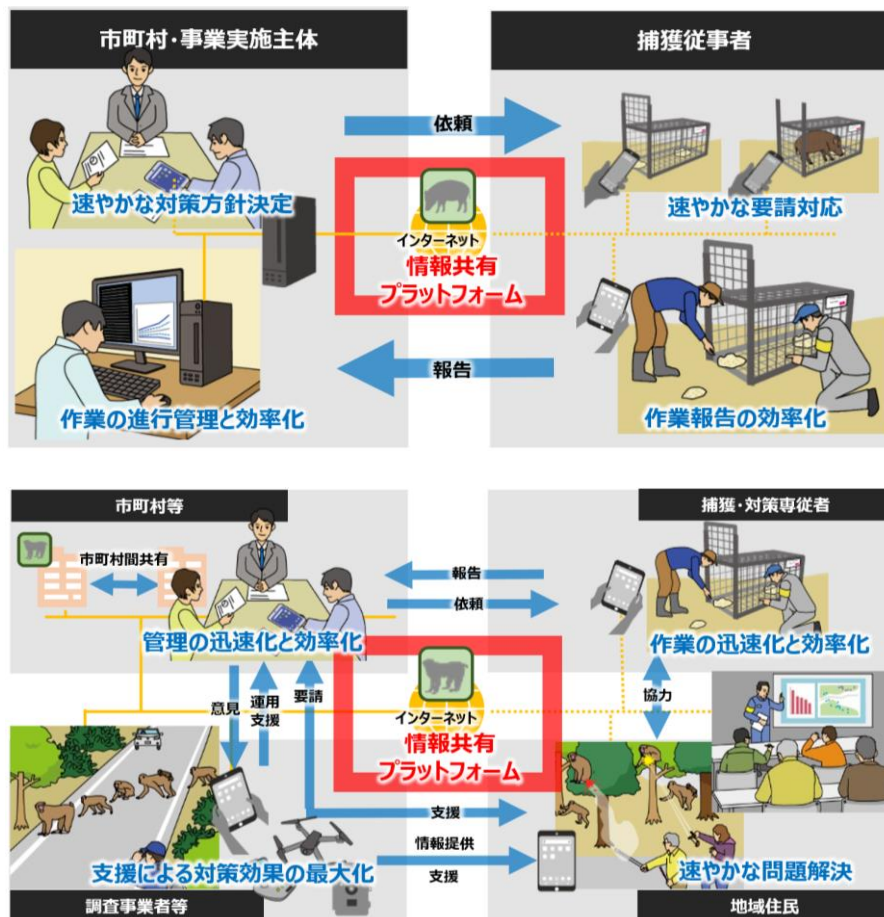


図 3-5 情報共有プラットフォームを用いた PDCA サイクルの加速化

イノシシ捕獲活動における進行管理の効率化と安全管理の徹底（上）

ニホンザル出没対応の市町村・対策専従者・住民の情報共有（下）

⑥ 人材の育成・確保を目的とする研修会・講習会の開催

a. 住民主体の対策実施モデルの横展開

県は、令和4年度から令和7年度にかけて実施された、住民主体の対策実施モデル事業の成果を、避難12市町村全体で横展開する。その際に予想される、障壁となる避難地域の課題は、対策の担い手不足である。図1-3で示したとおり、第三期広域戦略が中長期で目指すところはバランスの取れた自助・共助・公助による対策の実施であり、鳥獣被害対策の担い手確保は地域コミュニティの再生には必須の条件である。そのため、鳥獣被害対策の担い手不足は、避難12市町村の復興再生において、鍵となる解決すべき課題と言える。モデル事業の横展開と同時並行で、県主導で、対策を担う人材不足の解消に向けて、効果的な取組を検討する。地域コミュニティ再生に関する研究機関等と連携を図り、関係人口の増加につながる取組を模索する。

b. 鳥獣被害対策技術・知識等に係る資料の活用

県は、これまでの広域戦略の取組の中で作成されてきた、鳥獣被害対策の技術・知識等に係る資料の活用を促進し、市町村鳥獣被害対策担当職員への普及を行う。市町村鳥獣被害対策担当職員の異動等に影響されることなく継続的な活用を促すために、②に記載する人材育成の一環としての研修会の際に、毎年、市町村担当者にその内容や活用方法を説明する。また、必要に応じてマニュアル等の改定を行う。市町村は、個別計画等の作成や対策の実施に際し、上記資料を活用するとともに、行政担当者だけでなく、住民においても、対策に関する知識が浸透するよう、普及活動を行う。なお、資料の一覧は巻末資料に記載する。

⑦ 住民及び住民以外も含めたより広範な対象への情報発信及び外部組織との連携

帰還住民を対象とした被害対策等の普及啓発のための情報発信に加え、避難者に対してもイノシシ等の出没・被害状況や市町村の取組に関するリーフレットを配布するとともに、研究機関等と連携し、被害の現状や対策方針についてより広範な対象へ伝えられる場を設け、広く情報を発信する。さらに、鳥獣被害対策を研究する大学等との連携を深めるため、それらの主催するシンポジウムに積極的に参加するなどして、研究成果等の収集や情報交換を行う。

⑧ 市町村が独力で個別計画を策定するための取組

県は、市町村が独力で個別計画を策定できるよう、支援を行う。具体的には、避難地域鳥獣対策支援員による各市町村へのサポート活動の中で、個別計画の実行支援に加え、個別計画がPDCAサイクルの中で改定され、取組内容の改善につながるよう、支援する。

市町村は、主体的に個別計画の策定を行うとともに、担当職員の異動による影響を最小限に抑え、個別計画による効果的な取組を継続できるよう、引継ぎ体制を整備する

第4章 各市町村が実行する取組

1. 個別計画の策定方針

第3章に記載するイノシシ対策の推進方針に沿って、各市町村は個別計画を策定し、これに基づき対策を実施する。個別計画は、以下の項目を中心に策定する（図4-1）。

＜個別計画策定における中心的な項目＞

- ◇ 市町村ごとの実情に応じた、鳥獣被害防止のための目標
- ◇ 目標達成に必要な具体的な対策
- ◇ 現状把握及び対策の効果検証並びに計画改善のためのモニタリング手法

個別計画に記載する事項は以下のとおりとなる。

＜個別計画記載事項＞

- ◇ 計画策定の背景と目的（背景・計画の位置付け・目的・過年度計画の遂行状況と改善点）
- ◇ 計画の対象種
- ◇ 計画の対象区域とゾーニングの設定、実施期間
- ◇ 対象区域における現状（帰還状況・営農状況・被害状況・生息状況・対策状況）
- ◇ 現状の評価（フェーズ・必要な対策）
- ◇ 各ゾーンにおける目標
- ◇ 目標達成に向けた具体的な方策（対策手法・事業規模）
- ◇ 事業評価（モニタリング）の方法
- ◇ 計画実施の体制
- ◇ 広域的な連携体制
- ◇ 計画実施の工程表
- ◇ 計画の実施体制と役割分担

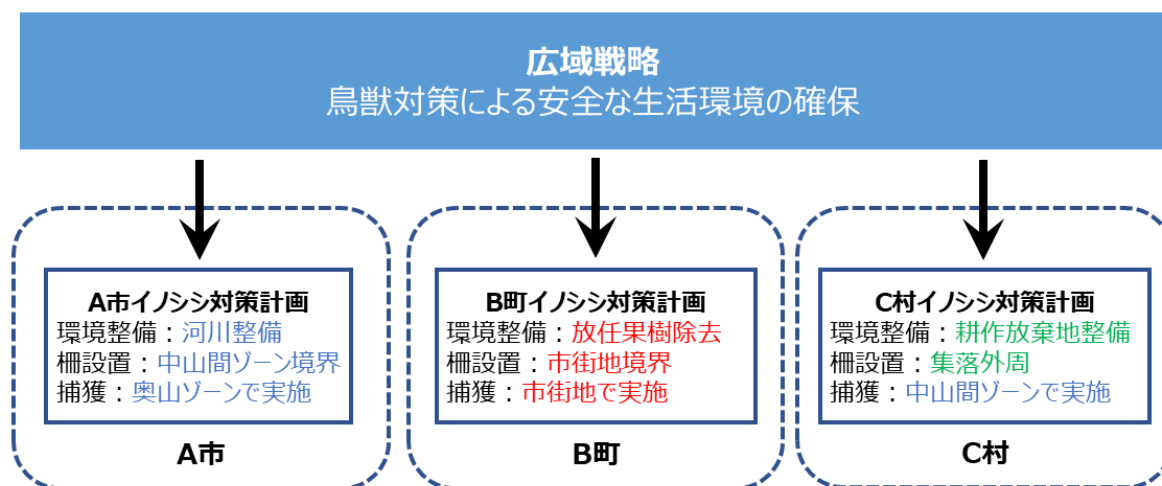


図 4-1 広域戦略と個別計画の関係

各市町村の実情に応じて必要な対策を選択する。

なお、個別計画には専門的知見が必要な場合があり、実効性を担保するために、必要に応じて専門家や専門機関の支援を受けながら改定する。また、個別計画の策定・改定にあたって地域における合意形成が必要になる場合は、説明会や広報等により地域住民の理解促進と普及啓発を図る。

2. 個別計画に記載する取組

(1) ゾーニング管理

第3章3(2)に記載したゾーニング管理方針に沿って設定された各ゾーニング区分について、現状と課題、必要な対策と当該年度の目標を記載する。各ゾーンの現状を判断する際、イノシシについては、『イノシシ対策技術マニュアル』に記載された、フェーズ診断の活用が可能である。ニホンザルについては、原町個体群管理指針に沿って、『福島12市町村ニホンザル対策ハンドブック』等を参考に、現状を評価することが推奨される。

なお、帰還の進行や復興状況等により、市町村内の土地利用等に大きな変化があった場合や、野生鳥獣の分布状況に変化があった場合等、既存のゾーニング区分が有効かを検証し、必要に応じてゾーニング区分を更新する。

(2) ゾーニング管理の中での鳥獣被害対策の「3本柱」

① 捕獲（個体群管理）

人身・生活環境被害防止のために必要な捕獲の詳細を記載する。捕獲の実施体制、活用する事業や予算規模、市町村全体の目標頭数とともに、各ゾーンにおける目標頭数を記載する。

② 防護（被害管理）

各ゾーンにおいて実施する、電気柵、金属メッシュ等を用いた防護柵の設置や、花火等を用いた追い払い等、発生している被害の低減化のために予定されている対策について、実施体制、活用する事業や予算規模、実施目標を記載する。個別計画の中で柵の維持管理の実施を予定している場合も同様に、事業、予算規模、実施主体、実施目標を記載する。

③ 環境整備（生息地管理）

各ゾーンにおいて実施する、藪・竹林等の刈払いや放任果樹の伐採等、予定されている対策について、実施体制、活用する事業や予算規模、実施目標を記載する。

(3) モニタリング

予定されている全てのモニタリングについて、実施体制、活用する事業や予算規模、実施予定の地域、数量等を記載する。県や避難地域鳥獣対策支援員、環境省事業等、他機関が実施するモニタリング結果を活用する場合も、手法等の詳細を記載する。なお、実施主体が他機関の場合や職員実行の場合等では、予算等は省略可能である。

(4) 普及啓発・体制整備

予定されている住民向け研修会や、集落環境診断について、実施体制、活用する事業や予算規模、対象地域、予定されている回数等を記載する。避難地域鳥獣対策支援員が

実行する場合も、漏れなく記載する。

3. 個別計画に基づき実施する対策

(1) ゾーニングに基づく鳥獣被害対策の「3本柱」

2項(1)に沿って、各ゾーンにおいて効果的な対策を採用する。ゾーニング区分に応じた対策の選択には、必要に応じて避難地域鳥獣対策支援員、専門家等、有識者の助言を参考にする。

(2) モニタリング

モニタリング調査の手法は、住民等を対象にしたアンケート・聞き取り調査、痕跡調査、自動撮影カメラの撮影状況、集落環境診断等が挙げられる。集落環境診断は、主に住民主体で実施する調査であり、情報収集だけでなく、住民の意識醸成や住民間の連携といった副次的効果も期待できる。

防犯等、他の目的で実施されている巡視記録等に、イノシシ等の野生鳥獣の目撃情報等が含まれている場合がある。また、他の部署で収集されている情報を確認し、活用することも有効である。なお、モニタリングの結果は各種の対策にフィードバックし、個々の対策だけでなく、計画全体の効果検証にも利用するとともに、効果検証の際には専門家による助言を参考に評価を行う。

なお、実施している対策を適切に評価するためには、収集する情報や適切な手法を事前に検討し、最適な手法を選択する必要がある。

(3) 住民参加型の鳥獣被害対策のモデル事業

鳥獣被害対策のための新規技術の導入や、高い効果が実証されているものの、普及が進んでいない対策手法の普及について、実施手順等をモデル事業によって実証する。具体的には、集落環境診断等、住民参加型の対策についてのモデル事業が挙げられる。

(4) 住民への普及啓発

鳥獣被害対策への住民の主体的参画を促進するために、チラシやポスター、ニュースレターといった広報資料を配布することで定期的に情報発信を行い、住民の対策参加への意識醸成を図る。また、電気柵設置等の補助を行う際に、併せて講習会を開催し、使用方法・維持管理方法の普及を図る。さらに、座談会等を開催し、住民と行政とが対話により、住民の要望を聴取すると同時に自助・共助による対策効果の向上を図る。加えて、複合鳥獣被害対策のための取組を実行していくうえで、該当する鳥獣の生態等に関する基礎知識への必要性が高まっており、上記の取組の中で実施していく必要がある。

4. 継続的な対策実施体制の構築

野生鳥獣の動向は、気象条件や自然環境の変動、人間活動の変化といった不確実な要因に大きく左右されるため、対策は被害状況の一時的な変動に左右されることなく、継続することが重要であり、継続的な実施体制を構築する。

(1) 捕獲体制

避難12市町村では、帰還困難区域において環境省が一捕獲者として捕獲事業を、避難指示が解除され帰還が始まっている地域では、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を、市町村が有害捕獲等の許可捕獲を実施している。

指定管理鳥獣捕獲等事業、市町村による有害捕獲ともに捕獲に従事しているのは主に捕獲隊や実施隊であり、高齢化や後継者不足という課題を抱えている。今後は、捕獲事業者の活用や新たな人材確保など、捕獲実施者数の確保のための施策を充実させる必要がある。また、市町村の境界を超えた広域的な捕獲実施体制の構築も検討する必要がある。なお、捕獲隊・実施隊への報酬は日当制を基本とした制度を検討することとし、捕獲報償金については、限定的にするか、場合によっては報奨金自体の廃止を検討することとする。加えて、情報収集の効率化のために、広域戦略の取組実績の指標として収集する捕獲努力量の情報と、業務管理のための出勤記録の情報の一本化を図ることを検討する。

(2) 防護柵設置及び維持管理体制

適正に設置された防護柵であっても、適切な維持管理がなされていないと、破損や経年劣化により、野生鳥獣の侵入を継続的に防ぐことはできない。柵の維持管理については住民主体の実施が効果的なため、適切な維持管理方法の普及等により維持管理体制を構築する。維持管理にあたっては、避難指示区域における有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ事業による調査や、農林水産省のチェックリストが活用可能である。

(3) 環境整備及び維持管理体制

刈り払いなどの生息環境整備により野生鳥獣の出没が一時的に低減しても、整備を継続しなければ出没リスクは再燃してしまう。実施にあたっては、「集落」、「農地」、「森林」、「河川・水路」など、野生鳥獣が侵入することが多い各環境の管轄部署・組織と調整し、継続的な維持管理体制を構築する。

5. 個別計画の支援体制

(1) 計画策定に係る支援

福島県自然保護課富岡町駐在員及び避難地域鳥獣対策支援員が計画策定の支援を行う。

(2) 計画実行に係る支援

避難地域鳥獣対策支援員が計画実行の支援を行う。

巻末資料

広域戦略に沿って作成された鳥獣被害対策の技術・知識等に係る資料一覧

- 福島県避難 12 市町村イノシシ対策技術マニュアル
- 統一捕獲報告様式記入マニュアル（市町村担当者向け）
- 統一捕獲報告様式記入マニュアル（捕獲従事者向け）
- 住民参加型イノシシ対策の進め方
- 福島県避難 12 市町村ニホンザル対策ハンドブック

上記資料は復興庁ウェブサイトにおいて公開中である。

ホーム ＞ 復興に向けた取組 ＞ 福島の復興と再生 ＞ 福島の復興と再生に向けた個別施策 ＞
避難 12 市町村における鳥獣被害対策